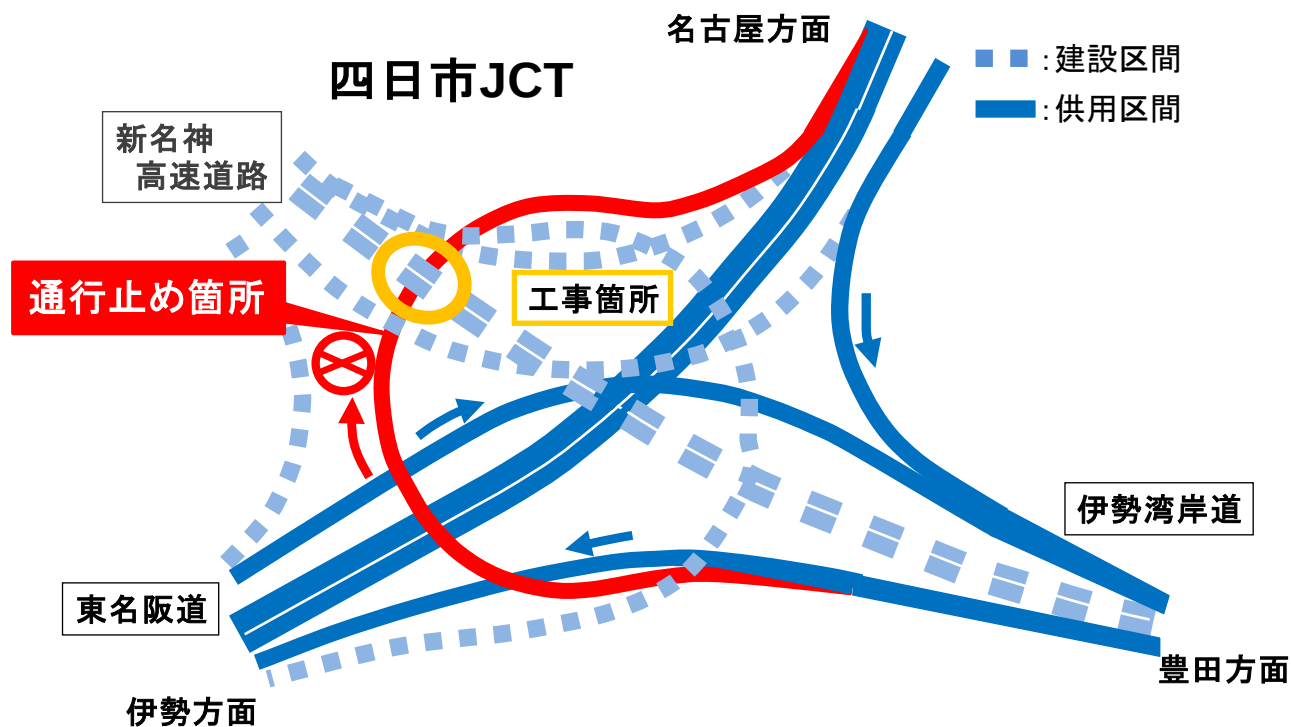


1. 工事の概要

参考資料

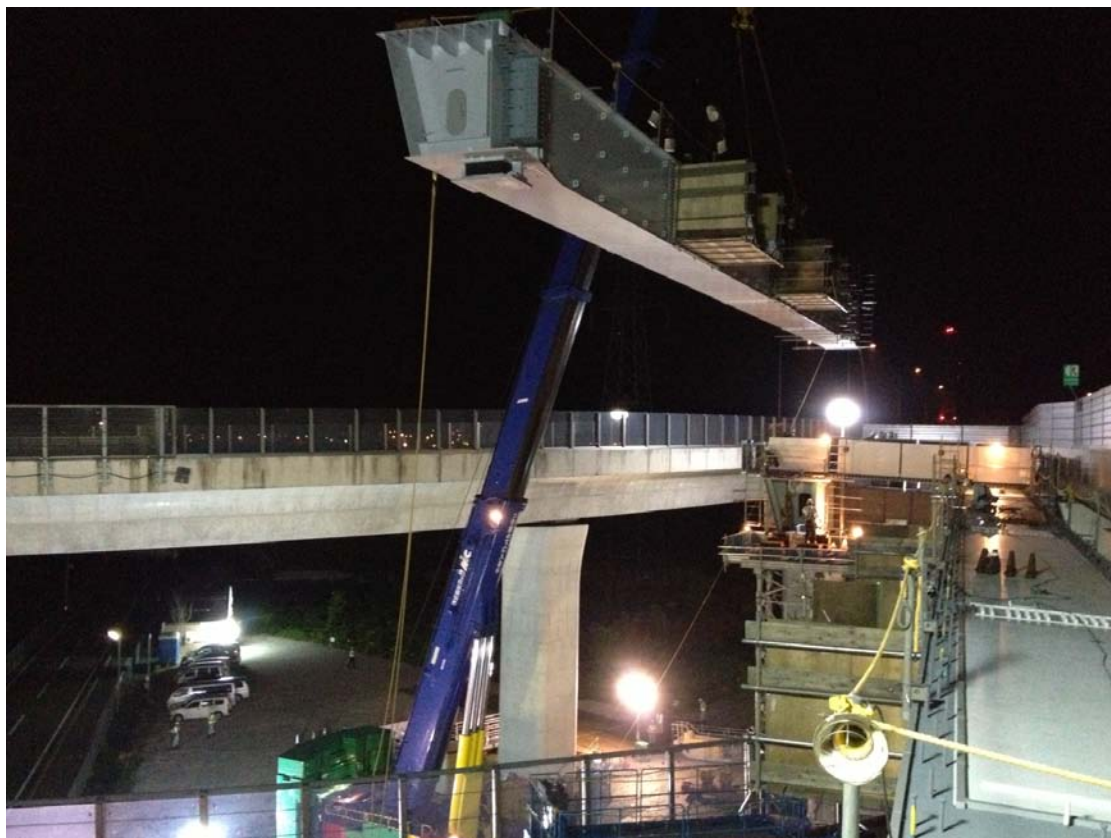
(1) 工事箇所

新名神高速道路四日市JCT～四日市北JCT(仮称)間の建設事業のうち、伊勢湾岸道と接続する新名神高速道路本線橋を架設するため、伊勢湾岸道から東名阪道の名古屋方面への連絡路を2夜間通行止めします。



(2) 工事の内容

大型クレーンを使用して8時間の通行止め時間内で橋梁の架設を行います。



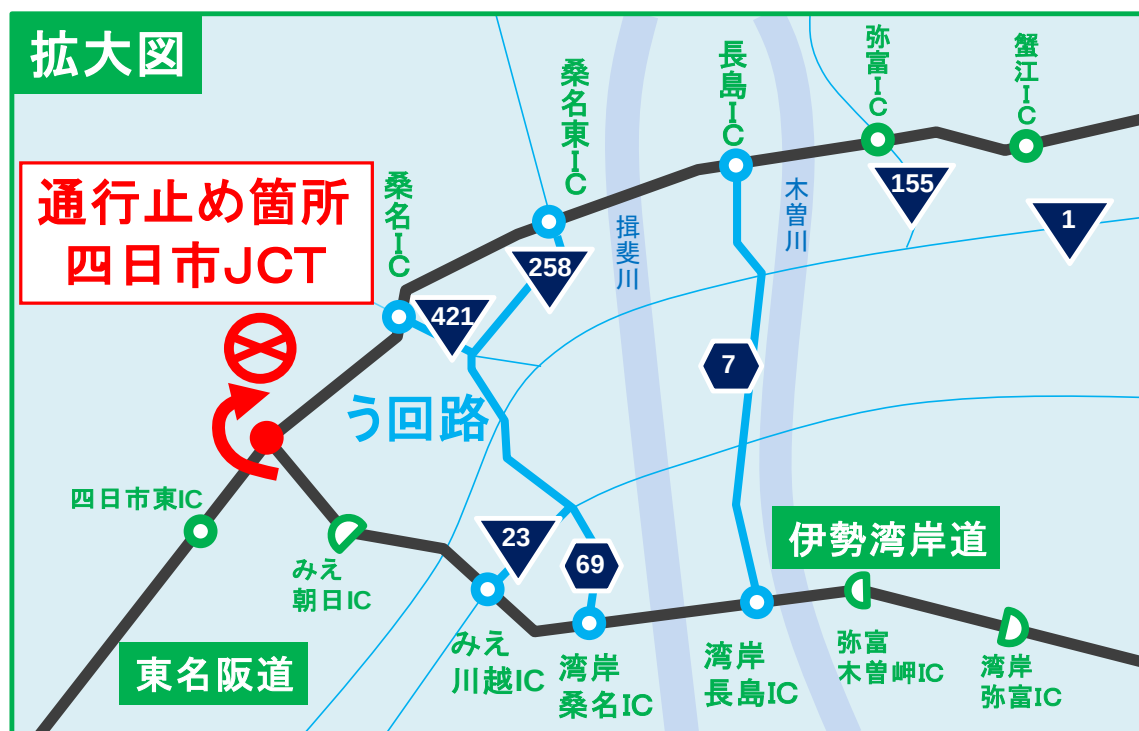
橋梁架設工事のイメージ(美濃関JCT)

2. 通行止め時のう回路

通行止め時に当該区間をご利用される場合のう回路は下記の通りです。

通行止め箇所	流出指定 IC	再流入指定 IC	う回路	所要時間（通常）
四日市 JCT 伊勢湾岸道から東名阪道 名古屋方面への連絡路	伊勢湾岸道 みえ川越 IC 湾岸桑名 IC	東名阪道 桑名 IC 桑名東 IC	国道 23 号 国道 258 号 国道 421 号 県道 69 号	高速道路：約 10 分※ ¹ 一般道：約 13 分※ ¹
	伊勢湾岸道 湾岸長島 IC	東名阪道 長島 IC	県道 7 号	高速道路：約 14 分 一般道：約 15 分

※ 1 みえ川越 IC から桑名東 IC までの所要時間



3. 乗継料金調整について

連絡路の通行止めに伴いその区間（指定インターチェンジ間）を一般道にう回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、高速道路料金が割高にならないよう所定の方法で料金の調整を行います。

通行券をご利用のお客さま（ＥＴＣをご利用しないお客さま）は、連絡路の通行止めに伴い高速道路を一旦流出する流出指定ＩＣでお渡しする「高速道路通行止め乗継証明書」を乗り継ぎ後の最初の出口ＩＣで、係員にお渡しください。

ＥＴＣをご利用のお客さまは、一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じＥＴＣカードで、通常どおりＥＴＣレーンを通線通行してください。（「高速道路通行止め乗継証明書」の入手は不要です。）

●乗継指定インターチェンジ

通行止め箇所	流出指定ＩＣ (乗継証明書発行ＩＣ)	再流入指定ＩＣ	備考
四日市ＪＣＴ 伊勢湾岸道から 東名阪道 名古屋方面 への連絡路	伊勢湾岸道	東名阪道	※流出指定ＩＣで流出後、連絡路の通行止めが解除された場合は、流出指定ＩＣで流入されても料金の調整を行います。
	みえ川越ＩＣ	桑名ＩＣ	
	湾岸桑名ＩＣ	桑名東ＩＣ	
	伊勢湾岸道	東名阪道	
	湾岸長島ＩＣ	長島ＩＣ	

ご注意：流出指定ＩＣから、２４時間以内に再流入指定ＩＣで乗り継いでください。